

# 「いわき生野学園ネバーランドホーム短期入所事業」利用契約書

いわき生野学園ネバーランドホーム・ウェンディーハウス短期入所事業利用者（以下「利用者」という。）と社会福祉法人いわき学園いわき生野学園（以下「事業者」といいます。）は、利用者に対し提供する指定短期入所事業の利用について、介護給付費の支給決定を受けた方を対象に次のとおり契約します。

## （契約の目的）

第1条 この契約は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）等関係法令の理念に則り、利用者の地域における生活を支援し、自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業所が利用者に対し、短期的な事業所利用を提供して日常生活上の援助を目的とします。

## （契約期間）

第2条 この契約の期間は、受給者証の短期入所のサービス支給決定期間とし、契約満了日の30日前までに利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合、契約を更新するかどうかを利用者と事業者で協議を行い、継続するかどうか決定します。

## （サービス内容）

第3条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。

### 2 サービス提供日時

(1) 利用曜日 ①ネバーランドホーム（月・水・金曜日）

②ウェンディーハウス（月・火・水・木・金曜日）

但し、利用日当日、翌日がバックアップ施設であるいわき生野学園の休日に当たる場合は原則休業とします。

(2) 利用時間は17時から翌日の9時です。

### 3 サービス提供内容

(1) 食事の提供

(2) 利用者に対する相談

(3) 入浴、排泄、食事等の介助

- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 緊急時の対応
- (6) 日中活動先等との連絡・調整(利用日当日その翌日、いわき生野学園の日中一時支援事業を優先的に利用していただけます。)

利用料金

第4条 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載されている介護給付費対象サービス内容の料金を厚生労働大臣の定める基準により算出した額(但し軽減等の適用あり)の所定の利用者負担額を支払います。ただし、介護給付費等については、事業者が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。又、事業者は、短期入所事業の提供に当たっては、予め利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。

- 利用者は、サービスの対価として市町村が定める定率負担額及び介護給付費対象料金を事業者に支払います。
- 前項以外に提供されるサービスのうち、家賃、光熱水費、食費、日用品費、その他、その使用が入居者個人の消費にかかるものはその都度精算するものとします。
- 利用者は、介護給付費対象外サービス提供に要する費用を物価の変動、その他の理由により相当な額に改訂できるものとします。尚、改訂した場合は、別紙「重要事項説明書」にその旨を記載するものとします。

利用料金の支払い方法

第5条 利用者は、短期入所事業の提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計金額を日ごとに支払います。

- 事業者は、利用日の利用料金合計額の請求書を、利用終了日までに利用者へ手渡します。
- 利用者は、利用日の利用料金の合計金額を、利用終了日に支払いします。
- 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた場合は、利用者へ領収書を発行します。

預かり金

第6条 利用者は本事業を利用の度、預り証と引き換えに預かり金を事業者に預けることができます。事業者はその預かり金より共同の必要物品購入、又、個人の

必要品などの費用をそこから支出し、出納帳に記帳します。又、利用者及び身元引受人、もしくはその家族に、利用終了時に、残金と出納帳の写し、及び証票をお渡しします。

#### (他のサービス提供者との連携)

第7条 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

#### (説明義務)

第8条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

#### (サービス利用のキャンセル)

第9条 サービス利用のキャンセルについては、利用者がサービス利用の前日の午前10時までに連絡のない場合、キャンセル料として、利用者は重要事項説明書に定める食事の食料費の実費相当額を事業者に支払うものとします。

#### (相談及び援助)

第10条 事業者は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

2 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明をしなければなりません。

#### (事業者の姿勢)

第11条 事業者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するとともに、非常災害時並びに衛生管理等について必要な措置を講じるものとします。

2 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師と連携し、利用者からの聴取・確認を行った上で必要なサービスを実施するものとします。

3 事業者は、利用者のプライバシー保護について、十分な配慮をするものとします。ただし、短期入所事業の実施及び安全衛生上の管理の必要があると認められる場合、利用者は、事業者及び職員が居室などに立ち入り、必要な措置を執

ることを認めるものとします。

### (利用者の義務)

第12条 利用の前<sup>りよう まえ</sup>に本事業所<sup>ほんじぎょうしょ</sup>所定<sup>しよてい</sup>の健康診断<sup>けんこうしんだん</sup>をするとともに、その後<sup>ご</sup>も1年<sup>ねん</sup>に一回<sup>いっかい</sup>、健康診断<sup>けんこうしんだん</sup>を定期的<sup>ていきてき</sup>に受けて<sup>う</sup>、その健康<sup>けんこう</sup>を維持<sup>い</sup>します。その際<sup>さい</sup>依頼<sup>らい</sup>があれば、事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>は指定<sup>してい</sup>医療機関<sup>いりょうきかん</sup>を斡旋<sup>あつせん</sup>します。

2 利用者<sup>りようしゃ</sup>は居室<sup>きょしつ</sup>内で使用<sup>しよう</sup>するもの、又<sup>また</sup>、個人<sup>こじん</sup>で使用<sup>しよう</sup>するものについては、すべて個人<sup>こじん</sup>の責任<sup>せきにん</sup>で準備<sup>じゅんび</sup>します。

### (禁止又は制限される行為)

第13条 利用者<sup>りようしゃ</sup>は、事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>の書面<sup>しょめん</sup>による承諾<sup>しょうだく</sup>を得ることなく、本物件<sup>ほんぶつけん</sup>の増築<sup>ぞうちく</sup>、改築<sup>かいちく</sup>、移転<sup>いてん</sup>、改造<sup>かいぞう</sup>若しくは模様<sup>もよう</sup>替え<sup>が</sup>又は本物件<sup>ほんぶつけん</sup>の敷地<sup>しきち</sup>内<sup>ない</sup>における工作物<sup>こうさくぶつ</sup>の設置<sup>せっち</sup>を行<sup>おこな</sup>ってはいけません。

2 犬<sup>いぬ</sup>や猫<sup>ねこ</sup>等のペット<sup>ねことう</sup>の飼育<sup>しよく</sup>は共同生活<sup>きょうどうせいかつ</sup>のためご遠慮<sup>えんりょ</sup>下さい。

3 喫煙<sup>きつえん</sup>に関しては防災<sup>ぼうさい</sup>上の観点<sup>かんてん</sup>からも本事業所<sup>ほんじぎょうしょ</sup>ではこれを禁止<sup>きんし</sup>いたします。

4 事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>は利用者<sup>りようしゃ</sup>に対して胃瘰<sup>たい</sup>等の医療行為<sup>いりょうこうい</sup>や流動食<sup>りゅうどうしょく</sup>等の特別食<sup>とくべつしょく</sup>の提供<sup>ていきよう</sup>は行<sup>おこな</sup>ないません。

### (相談・苦情対応)

第14条 事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>は、利用者<sup>りようしゃ</sup>からの相談<sup>そうだん</sup>、苦情<sup>くじょう</sup>等<sup>とう</sup>に対応<sup>たいおう</sup>する窓口<sup>まどぐち</sup>を設置<sup>せっち</sup>し、苦情<sup>くじょう</sup>の受付<sup>うけつけ</sup>・解決<sup>かいけつ</sup>に際<sup>さい</sup>し、その内容<sup>ないよう</sup>を記録<sup>きろく</sup>します。また、苦情<sup>くじょう</sup>に対して市町村<sup>しちょうそん</sup>が行<sup>おこな</sup>う調査<sup>ちようさ</sup>等に協力<sup>きようりよく</sup>し、指導<sup>しどう</sup>又は助言<sup>じょげん</sup>を受けた場合<sup>う</sup>は、必要<sup>ひつよう</sup>な改善<sup>かいぜん</sup>を行<sup>おこな</sup>います。また、「重要事項<sup>じゅうようじこう</sup>説明書<sup>せつめいしょ</sup>」に記載<sup>きさい</sup>された第三者委員会<sup>だいさんしゃいいんかいとう</sup>等<sup>くじょう</sup>に苦情<sup>もう</sup>を申し立て<sup>た</sup>ることが出来ます。

2 事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>は、苦情<sup>くじょう</sup>が申し立て<sup>もう</sup>られた時<sup>た</sup>は速<sup>とき</sup>やかに事実関係<sup>じじつかんけい</sup>を調査<sup>ちようさ</sup>し、その結果<sup>けっか</sup>、改善<sup>かいぜん</sup>の必要性<sup>ひつようせい</sup>の有無<sup>う</sup>及びその方法<sup>ほうほう</sup>について、利用者<sup>りようしゃ</sup>または家族<sup>かぞく</sup>に文書<sup>ぶんしょ</sup>で報告<sup>ほうこく</sup>します。

3 事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>は、利用者<sup>りようしゃ</sup>及びその家族<sup>りようしゃおよ</sup>が苦情<sup>かぞく</sup>申し立て<sup>くじょうもう</sup>をした場合<sup>た</sup>にこれを理由<sup>りゆう</sup>として利用者<sup>りようしゃ</sup>に対し、一切<sup>いっさい</sup>の不利益<sup>ふりえき</sup>な対応<sup>たいおう</sup>をしません。

4 次の事由<sup>つぎ</sup>に該当<sup>じゆう</sup>する場合は、利用者<sup>がいとう</sup>は事業者<sup>ぼあい</sup>に対し、改善<sup>りようしゃ</sup>及び改善結果<sup>じぎょうしゃ</sup>の報告<sup>たい</sup>を求め<sup>かいぜんおよ</sup>ることが出来ます。報告<sup>かいぜんけっか</sup>結果<sup>ほうこく</sup>を求め<sup>もと</sup>ることが出来ます。

(1) 事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>が正当<sup>せいとう</sup>な理由<sup>りゆう</sup>なくサービス<sup>ていきよう</sup>を提供<sup>ばあい</sup>しない場合<sup>う</sup>。

(2) 事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>が守秘義務<sup>しゅひぎむ</sup>に反<sup>はん</sup>した場合<sup>ばあい</sup>。

(3) 事業者<sup>じぎょうしゃ</sup>が利用者<sup>りようしゃ</sup>やその家族<sup>かぞく</sup>など<sup>たい</sup>に対して社会通念<sup>しゃかいつうねん</sup>を逸脱<sup>いつだつ</sup>する行為<sup>こうい</sup>を行<sup>おこな</sup>

ばあい  
った場合。

けいやく しゅうりょうじゆう  
(契約の終了事由)

第15条 利用者又は事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合。
- (3) 事業者が破産した場合又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合。
- (4) 事業所の滅失や重大な毀損により、短期入所事業の提供が不可能になった場合。
- (5) 事業者が短期入所事業所の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- (6) 第16条及び第17条に基づき本契約が解除された場合。

りようしゃ けいやくかいじよ  
(利用者からの契約解除)

第16条 利用者は、事業者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちに契約を解除することができるものとします。

- (1) 事業者が故意又は過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が求められた場合。
- (2) 他の利用者が、利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、若しくは傷つける恐れがあるにもかかわらず事業者が適切な対応を取らない場合。
- (3) 他の利用者が、利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しく秩序を乱す行為を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

じぎょうしゃ けいやくかいじよ  
(事業者からの契約解除)

第17条 事業者は、次の事由に該当した場合には、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちに契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴や利用者を取り巻く環境等の重要事項について、故意、又は重大な過失によりこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自らの健康、生命に大きな影響を及ぼす恐れが大きく、又は自殺をするおそれ大きく、事業者において十分な援助を尽くしてもこれを防止できないとき。
- (3) 利用者が故意に法令違反のほか重大な秩序破壊行為をなし、事業所に生命、身体、財物、信用を傷つけるなどによって契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ改善の見込みがないとき。
- (4) 他の利用者に重大な影響を与える感染症、又は重篤な疾病、又は共同生活に支障が出るほどの退行現象が見られ、嘱託医等の判断で共同生活が困難とされた場合。

（残置物の引渡し等）

- 第 18 条 事業者は、本契約が終了した後において、利用者の残置物がある場合、利用者又は身元引受人等にその旨を連絡するものとします。
- 2 利用者又は身元引受人等は、前項の連絡を受けた後、2 週間以内に残置物を引き取るものとします。
- 3 事業者は、前項に定める期間を過ぎても、利用者又は身元引受人等が残置物を引き取らない場合は、適当な者に委託して、当該残置物を利用者又は身元引受人等に引き渡すものとします。ただし、その引渡しに係る費用は利用者又は身元引受人等が負担するものとします。

（安全配慮義務）

- 第 19 条 事業者は、サービス提供にあたって、利用者の生命、進退の安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じますが、万一事故が発生した場合は速やかに、都道府県、市町村、利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。

（緊急時の援助）

- 第 20 条 事業者は、利用者に病状の変化が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。又、

利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

### （身体拘束の禁止）

第 21 条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除いて、医師の指示によることなしに、身体的拘束その他利用者の行動を制限するような行為を行いません。やむをえず、利用者の行動を制限する場合は、利用者及びその家族に事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について事前に充分説明し、文書により同意を得ることとし、支援記録に説明の時期、内容とともにその事前の説明内容を記載しておくものとします。

### （虐待防止のための措置）

第 22 条 事業者は、利用者身体的、精神的苦痛などの虐待や身体的拘束を防止するため、責任者を設置し、サービス提供者に虐待防止啓発のための定期的研修の実施を講じます。

### （秘密保持）

第 23 条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。  
2 事業者の職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

### （個人情報）

第 24 条 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ別紙「個人情報使用同意書」により利用者の同意を得ます。  
2 利用者は事業者に自らの記録の閲覧を求める事ができます。尚、事業者はその記録はサービス提供日から5年間整備保存します。

### （賠償責任）

第 25 条 事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。第27条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。但し事業者の故意又は過失がない場合はこの限りではありません。又、当該事故発生について重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- 3 利用者は、故意又は過失により事業者に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に復する義務を負うものとします。

みもとひきうけにん  
(身元引受人)

- 第 26 条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を立てることを求めるものとします。ただし、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、本契約に基づき利用者の債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。
- 3 身元引受人は前項の義務の他、次の各号の責任を負うものとします。
- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること。
  - (2) 第15条第2項以下の各号のいずれかに該当して契約が終了した場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。
  - (3) 利用者が死亡した場合の遺体を引き取り、遺留品の処理その他必要な措置を講ずること。
  - (4) 利用者が、重篤な伝染病や暴力破壊行為をなし、共同生活の続行が困難となったときには、利用者を引き取る事、又その被害を弁済すること。

しゅうぜん  
(修繕)

- 第 27 条 事業者は、利用者が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければなりません。この場合において、利用者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、利用者が負担しなければなりません。
- 2 事業者が修繕を行う場合は、事業者は、あらかじめ、その旨を利用者に通知しなければなりません。この場合において、利用者は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができません。



きよしつとう た い  
(居室等への立ち入り)

- 第28条 事業者は、原則的に利用者の許可なく居室へ立ち入る事はありません。本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができるものとします。
- 2 本事業を新たに利用する者等が見学等をするときは、事業者及び見学をする者等は、あらかじめ利用者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。
- 3 事業者は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができます。この場合において、事業者は利用者の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を利用者に通知しなければなりません。

きょうぎじこう  
(協議事項)

- 第29条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上定めます。

いじょう けいやく しょう ほんしょ つう さくせい りようしゃおよ かぞくも だいにんとうまた  
以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及びご家族若しくは代理人等又は  
みもとひきうけにん じぎょうしゃ しよめいおういん かくいっつう ほゆう  
身元引受人と事業者が署名押印し各一通を保有するものとします。

けいやくていけつび  
契約締結日

へいせい ねん がつ にち  
平成 年 月 日

けいやくしゃ  
契約者

りようしゃ  
利用者

じゅう しよ  
住 所

し めい  
氏 名

いん  
印

かぞくまた だいにんとう  
ご家族又は代理人等

じゅう しよ  
住 所

し めい  
氏 名

いん  
印

みもとひきうけにん  
身元引受人

じゅう しよ  
住 所

し めい  
氏 名

いん  
印

じぎょうしゃ  
事業者

じぎょうしゃめい  
事業者名

しゃかいふくしほうじん がくえん  
社会福祉法人いわき学園

いくのがくえん  
いわき生野学園ネバーランドホーム

じゅう しよ  
住 所

いくのがくえん  
いわき生野学園ネバーランドホーム  
おおさかしいくのくしょうじ ちょうめ ぼん ごう  
大阪市生野区小路3丁目18番7号

いくのがくえん  
いわき生野学園ウェンディーハウス  
おおさかしいくのくしょうじ ちょうめ ぼん ごう  
大阪市生野区小路3丁目3番26号

だいひょうしゃめい  
代表者名

えんちょう  
園長

はやしださなえ  
林田早苗